



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 榎村 聡
(コード番号 4914 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典
(TEL 03-5744-0523)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 91 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

1. 本制度の導入について

(1) 本制度の導入目的

この度当社では、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、以下のとおり社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に本制度を導入することといたしたいと存じます。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬額の設定につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の内容について

(1) 概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、当社取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を発行又は処分し、これを保有させるものとします。

なお、上記による本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約に定める期間中は譲渡等を行うことができないものといたします。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額 1 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年 4 万株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を

必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

(3) 1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 譲渡制限の解除

ア 当社は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと（以下「在籍条件」といいます。）を条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除するものとします。

イ アの規定にかかわらず、当社は、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限の解除に関し、在籍条件のほか、当社の取締役会が予め設定した業績目標（複数・段階的に設定することもできるものとします。）の達成（以下「業績条件」といいます。）をその条件とすることができるものとします。当該本割当株式については、在籍条件及び各所定の業績条件の達成を条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、その譲渡制限を解除するものとします。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織

再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。)で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

以上

【ご参考】

本制度に基づく平成 29 年度の譲渡制限付株式報酬は、下記の業績目標の達成度合いに応じて、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとするを、本株主総会終了後の取締役会において決議する予定です。

中期経営計画 GP-3 に掲げる連結営業利益率及び連結自己資本利益率の目標

	目標
連結営業利益率	4.4%
連結自己資本利益率	6.0%